

ICAO(国際民間航空機関)について

ICAO(国際民間航空機関)

国際民間航空条約(シカゴ条約)に基づいて設立された国連の専門機関の一つ。国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営を図ることを目的とし、技術的問題、法律的問題等に関する各種の活動のほか、航空安全・航空保安に係る基準の適合状況等について締約国を監査する活動も行っている。本部はモントリオールにあり、令和5年4月現在193ヶ国が加盟している(日本は1953年10月に加盟)。



Annex(国際民間航空条約附属書)

ICAO Annex はシカゴ条約に基づいて、理事会で採択された以下の「標準(Standards)」や「勧告方式(Recommended Practices)」からなる国際ルールであり、シカゴ条約の附属書(Annex)として位置付けられ、現在19の附属書が制定されている(下記参照)。

①標準: 国際航空の安全の確保のために、加盟国が一様に守らなければならない基準。

②勧告方式: 効率的で安全な国際航空のために、加盟国による遵守が望まれる基準。

※PANS(Procedure for Air Navigation Services: 航空業務方式)という、上述の標準及び勧告方式を補足する細則規程もある。

航空保安業務に関する附属書

1	航空従事者の技能証明	パイロット、管制官等の技能証明基準及び身体検査基準
2	航空規則	一般航空規則、有視界飛行方式及び計器飛行方式に関する基準
6	航空機の運航	航空運送事業用航空機の燃料、搭載機器、乗組員、整備等運航の安全に関する基準
10	航空通信	無線航行援助施設及び通信手続に関する基準
11	航空交通業務	航空交通管制業務、飛行情報業務等に関する基準
12	捜索救難業務	捜索救難組織、関連機関の協力体制等に関する基準
14	飛行場	滑走路、誘導路、障害物等に関する基準
15	航空情報業務	AIP、ノータム等の発行及び内容に関する基準
19	安全管理責任とプロセス	SMSに関する基準

